

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

天草市長 馬場 昭治

市町村名 (市町村コード)		天草市 (432156)
地域名 (地域内農業集落名)		手野地区
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年6月 1 4 日 (第 1 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積 (農業上の利用が行われる農用地等の区域)	63. 7ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0. 0ha

(2) 地域農業の現状と課題

当地区では農事組合法人芹生の郷が中心となり、地区の農業と農地を守るため、農業機械や施設などを導入し、効率的な農業生産を行っている。また、多面的機能支払事業を活用し、住民も参画した農地保全活動を手野地区全体で展開している。しかし、地域内の経営体も高齢化が進んでおり、今後は当組合による、防除作業等の農作業受委託を進める事で、生産コストと労力の削減を図りながら、併せて、組織の作業員等の新たな担い手の育成を行っていく必要がある。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方 (作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農事組合法人芹生の郷を中心として、地域の内外から農地を利用する担い手や雇用就農者を確保し、農地の集積・集約化を進めながら、主要作物として水稻、WCS、さらに水稻裏作となる高収益作物の作付けの取り組みによる複合化を図る必要がある。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農事組合法人芹生の郷及び新たな担い手の育成による農地集積を基本とし、水稻の裏作としてレタスや高菜などの高収益作物等の生産により効率化を図る。
(2) 農用地の集団化 (集約化) に関する目標
担い手が利用する農地面積は63. 7h a (令和6年度時点) 後継者不在の農用地を担い手に集約化することで、担い手が利用する農地面積増加を進める (令和7年度から)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

（１）農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用しながら、認定農業者や新規就農者等を中心に担い手への農地集積を進める。
（２）農用中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を集約しながら段階的に集積・集約化を進める。
（３）基盤整備事業への取組
圃場整備完了済
（４）多様な経営体の確保・育成の取組
必要に応じて、地区内外からの多様な経営体を地区内へ呼び込み、農事組合法人芹生の郷と連携して、栽培技術や生産活動のなど新たな担い手の育成の取組を行う。
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業効率化が期待できる草刈り、防除等の共同活動を農事組合法人芹生の郷や手野地区環境保全会（多面活動組織）中心に進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

☒	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		
【選択した上記の取組内容】 ①イノシシ被害が拡大しないように必要に応じて防護柵を設置する。									